

青森市津波避難計画

平成26年2月
(平成29年7月修正)
(平成30年8月修正)
(令和4年3月修正)

青 森 市

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 津波避難計画の目的等

第 1 節	津波避難計画の目的	1
第 2 節	津波避難計画の範囲	1
第 3 節	計画対象地域及び対象者	1
第 4 節	計画の構成	1
第 5 節	計画の修正	1

第 2 章 津波浸水想定の設定

第 3 章 避難対象地域の指定等

第 1 節	避難対象地域	3
第 2 節	津波到達予想時間の設定	3
第 3 節	避難目標地点	3
第 4 節	避難路	3
第 5 節	避難可能距離	3
第 6 節	避難困難地域	5
第 7 節	指定緊急避難場所	5
第 8 節	津波避難ビル	5

第 4 章 動員計画

第 1 節	配備基準	6
第 2 節	職員の動員	7

第 5 章 避難誘導等に従事する者の安全確保

第 6 章 津波情報等の収集・伝達

第 1 節	津波情報等の収集	10
第 2 節	津波情報等の伝達	13

第7章 避難指示の発令

第1節	避難指示の発令基準等	16
第2節	避難指示の伝達	17

第8章 津波防災教育・啓発

第1節	防災教育	18
第2節	啓発活動	18

第9章 避難訓練

第1節	津波避難訓練	19
第2節	訓練内容等	19

第10章 その他の留意点

第1節	在宅の避難行動要支援者対策	20
第2節	観光客等の避難対策	20
第3節	外国人対策	20
第4節	学校等における事前対策	20

第2部 各論

第11章 地区ごとの避難方針

資料編

資料1	避難所等一覧表（日本海溝モデル・入内断層モデル）	36
資料2	避難対象地域（日本海溝モデル）	42
資料3	避難対象地域及び避難困難地域（入内断層モデル）	43
資料4	津波避難ビル指定施設一覧	44

第 1 部 総論

第1部 総論

第1章 津波避難計画の目的等

第1節 津波避難計画の目的

平成23年3月に発生した国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0）により、東日本の太平洋沿岸各地で甚大な津波被害が発生した。また、青森県において公表された、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波による津波浸水予測を受け、今後、本市において発生が想定される津波被害から市民の生命、身体の安全を確保するために、津波避難対象地域、避難場所、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難指示の発令等の計画を定め、市民一人ひとりの津波からの主体的な避難行動に資することを目的とする。

第2節 津波避難計画の範囲

この計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、市民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については地域防災計画に定めるところによる。

第3節 計画対象地域及び対象者

この計画は、津波被害の危険が迫る地域における全ての居住者、滞在者、観光客等を対象とする。

第4節 計画の構成

この計画は、本編及び資料編で構成し、本編については、避難情報の収集・伝達や避難指示の発令等の津波避難に関する一般的事項を示す第1部と、本市への津波被害が最も大きいと想定されている日本海溝を震源とする海溝型地震（日本海溝モデル）及び、海溝型地震に比べ津波被害の想定は小さいものの、津波到達時間が極端に短い入内断層を震源とする内陸直下型地震（入内断層モデル）の2つのケースにおける各地区ごとの避難方針を示す第2部をもって構成する。

第5節 計画の修正

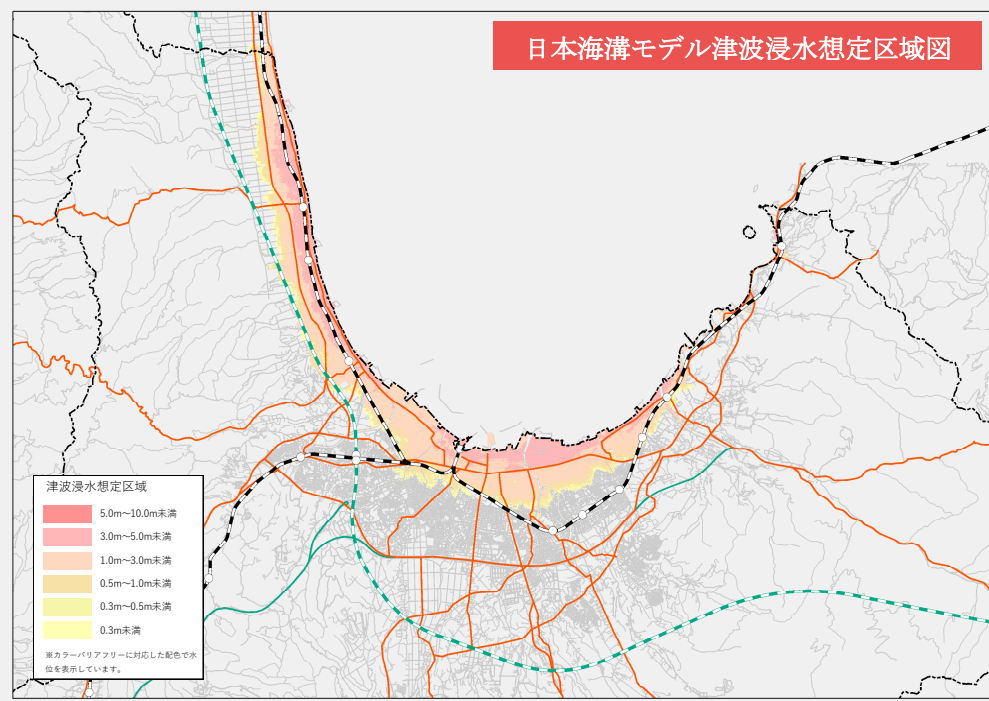
この計画は、国・県の津波対策の見直し、新たな津波浸水想定及び土地・環境条件の変化等に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

第2章 津波浸水想定の設定

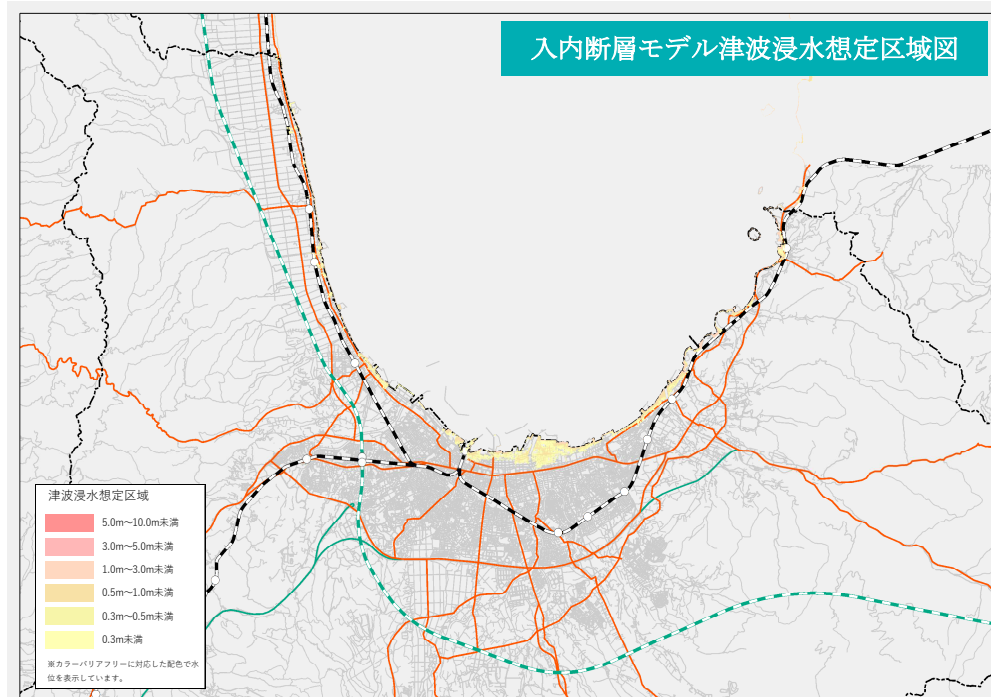
津波浸水想定については、県が最大クラスの津波が発生したときの浸水の区域及び水深を設定し、市町村はこれを活用することとなっている。

本市では、県が公表している日本海溝を震源とする海溝型地震（日本海溝モデル）による最大クラスの津波に加え、日本海溝モデルに比べ津波被害の想定は小さいものの津波到達時間が極端に短い入内断層（青森湾西岸断層帯）を震源とする内陸直下型地震（入内断層モデル）の津波浸水想定も併せて以下に示す。

日本海溝を震源とする海溝型地震における津波浸水想定（最大クラス）



入内断層を震源とする内陸直下型地震における津波浸水想定



第3章 避難対象地域の指定等

第1節 避難対象地域

避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

【避難対象地域指定の考え方】

- 津波により浸水が想定される区域は、津波浸水想定区域よりも広い範囲で浸水する可能性があるため、安全性の確保、円滑な避難等を考慮し、避難対象地域は県が作成した津波浸水想定図の浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
- 避難活動では地域ぐるみの助け合いが重要であることから、避難対象地域は浸水が想定される地域を大字単位で指定することを基本とする。

第2節 津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間は、県が設定した津波浸水想定に係る津波浸水シミュレーション結果に基づき設定する。

第3節 避難目標地点

津波目標地点は、避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標となる地点であり、避難対象地域の外側に設定する。

第4節 避難路

本市はもともと平坦地であり、避難の際には多数の避難経路を選択することが可能であるため、市民又は地域の町(内)会及び自主防災組織において、下記を参考にあらかじめ避難路を確認し定めるものとする。

【望ましい避難路の選定方法】

- ①できるだけ短時間で安全な場所に到達できること。
- ②原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。
- ③建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。
- ④避難者数などを考慮して、幅員が広いこと。
- ⑤原則として、海岸及び河川沿いの道路は除くこと。
- ⑥電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。
- ⑦避難路沿いには、火災・爆発等の恐れのある工場等がないこと。
- ⑧冬期間も除雪されている道路であること

第5節 避難可能距離

避難可能距離については、津波予想到達時間と歩行速度を基に以下のとおり算定する。

$$(\text{避難可能距離}) = (\text{歩行速度}) \times ((\text{津波到達予想時間}) - (\text{避難開始時間}))$$

(1) 歩行速度

津波発生時における避難の速度については、徒歩での避難を想定し、「市町村津波避難計画策定指針（青森県、R3.7改訂版）」及び「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁、H25.3）」で示されている1.0m/秒を目安とする。

(2) 津波到達予想時間の設定

津波到達予想時間については、県が設定した津波浸水想定に係る津波浸水シミュレーション結果に基づき設定する。

(3) 避難開始時間

避難開始時間については、「市町村津波避難計画策定指針（青森県、R3.7改訂版）及び「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（消防庁、H25.3）」で示されている2分と設定する。

(4) 避難可能距離

(1)～(3)の諸条件に基づき、下記により、避難可能距離を日本海溝モデル、入内断層モデル別に各地域ごとに算出する。例えば、浅虫地区では、入内断層モデルにおける第1波到達時間が11分と想定されているため、以下のように避難可能距離を算出する。

●第1波到達時間（例）

$$540\text{m} = 1.0\text{m/秒} \times (11\text{分} - 2\text{分}) \times 60\text{秒}$$

避難可能距離

歩行速度

第1波到達時間

避難開始時間

(5) 各地域における避難可能距離の目安

単位(m)

代表地点	日本海溝モデル		入内断層モデル	
	第一波到達時間	避難可能距離	第一波到達時間	避難可能距離
四戸橋	101分	5,940m	6分	240m
六枚橋	102分	6,000m	6分	240m
内真部	103分	6,060m	5分	180m
瀬戸子	106分	6,240m	5分	180m
西田沢	106分	6,240m	4分	120m
油 川	107分	6,300m	2分	0m
新 町	96分	5,640m	3分	60m
本 町	96分	5,640m	4分	120m
造 道	97分	5,700m	7分	300m
原 別	97分	5,700m	8分	360m
野 内	97分	5,700m	9分	420m
久栗坂	110分	6,480m	11分	540m
浅 虫	105分	6,180m	11分	540m

第6節 避難困難地域

避難困難地域とは、予想される津波の到達時間までに避難対象地域外へ避難することが困難な地域をいう。

避難対象地域外までの距離が、上記において定めた避難可能距離内に収まらない地域を避難困難地域とする。

なお、日本海溝モデルについては、第一波到達時間が全ての地区において概ね100分以上あり、浸水想定区域外までの避難が可能であることから避難困難地域は指定しない。

一方、入内断層モデルについては、第一波到達時間が短く、津波到達までに浸水想定区域外へ避難することが困難な地域があることから、避難困難地域を指定する。（避難困難地域に該当する地域については資料編に掲載）

第7節 指定緊急避難場所

市は、市民等が指定緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、指定緊急避難場所等を指定するとともに、その機能維持・向上に努める。

第8節 津波避難ビル

津波から身を守るためには、浸水想定区域外までの水平避難が求められるところであるが、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の制約により水平避難が困難な地域には、緊急的・一時的な避難施設として「津波避難ビル」を確保する必要がある。

そのため、市は、平成17年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」、平成24年3月に国土交通省が策定した「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」を踏まえ、「青森市津波避難ビルガイドライン」を定め、津波発生時における緊急的・一時的な避難施設として、民間の所有する建物を市民等が避難の際に利用できるようにするため、民間に協力を呼びかけ、施設の使用に関する協定の締結に努めるものとする。

第4章 動員計画

災害の発生が予想されるとき又は災害が発生した場合の職員の配備体制及び動員の方法は、以下のとおりとする。

第1節 配備基準

配備基準は、以下のとおりとする。

配備区分	内容・配備時期
警戒配備体制	災害対策本部を設置するに至らないが、予想される災害に直ちに対処できる体制 ・市内で震度4の地震が発生したとき。(自動配備) ・津波予報区「陸奥湾」に「津波注意報」が発表されたとき。(自動配備) ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき。
非常配備体制	全庁をあげて対処する体制 ・1号配備：市内で震度5弱の地震が発生したとき。(自動配備) ・2号配備：津波予報区「陸奥湾」に「津波警報」が発表されたとき。 (自動配備) 市内で震度5強を観測する地震が発生したとき。 (自動配備) ・3号配備：津波予報区「陸奥湾」に「大津波警報」(特別警報)が発表されたとき。(自動配備) 市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 (自動配備) ・市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備(1号～3号)を指示したとき。

配備区分	配備要員	実施内容
警戒配備	・各部の部長が指名する課長 ・休日等の勤務時間外における各部の災害対策要員 (所属職員の3割程度) ・その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	1 総務部危機管理課は、地震津波情報を収集し、各部に伝達する。 2 各部は、被害状況等の災害情報の収集に努め、総務部危機管理課に報告する。 3 各部は、必要な応急措置を行い、警戒体制を整える。
非常配備	1号 ・災害対策本部各班の班長 ・休日等の勤務時間外における各部の災害対策要員 (所属職員の5割程度) ・その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	1 各部は、被害状況等の災害情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の事務に従って災害応急対策を実施する。
	2号 ・災害対策本部各班の班長 ・休日等の勤務時間外における各部の災害対策要員 (所属職員の7割程度) ・その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機	
	3号 ・全職員	1 災害対策本部の事務に従って災害応急対策を実施する。

第2節 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。

ただし、災害状況を踏まえ、本部長（市長）の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、本部長の配備体制の指示に基づく市職員の動員は、次によるものとする。

（1）動員の方法

ア 勤務時間内

各配備要員は、所属長の指示により、又は前記「配備基準」のうち「自動配備」に該当する事態の発生を知ったときは所属長に報告をしたのち、直ちに配備基準に基づき、必要な措置を講じるものとする。

イ 勤務時間外

（ア）各配備要員は、「自動配備」に該当する事態の発生を知ったときは、市長（又は所属長）から配備体制の指示があったものとして、直ちに配備基準に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（イ）「自動配備」に該当しない動員は、次の伝達系統により指示するものとし、指示を受けた配備要員は、直ちに指定場所に参加し、必要な措置を講じるものとする。

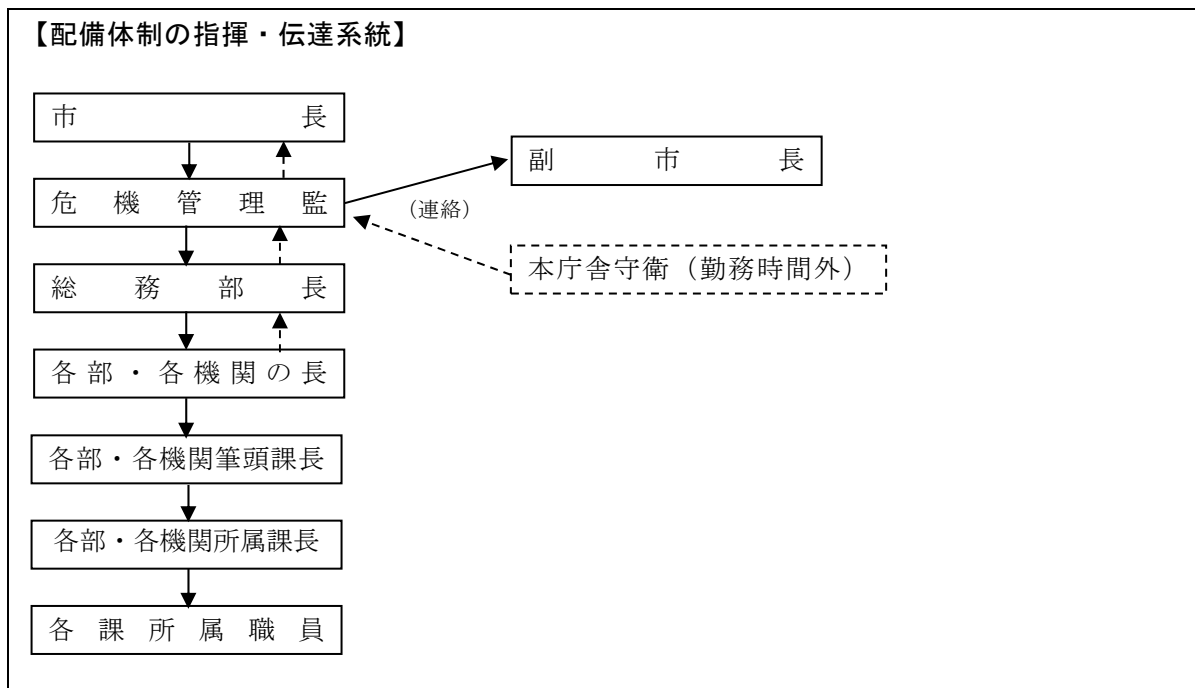
（2）庁内各部・関係機関への伝達

○勤務時間内

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
危機管理課長	各部、各機関 筆頭課長	・庁内放送（J－A L E R T等を含む） ・電話・F A X ・庁内L A N	・津波注意報 ・津波警報 ・大津波警報（特別警報） ・地震情報（震度4以上） ・職員の動員
各部、各機関 筆頭課長	各部、各機関 所属課長	・電話・使走	
各課長	所属職員	・口頭・電話	
	関係機関	・電話等	

○勤務時間外

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
本庁舎守衛	危機管理監	・防災携帯 ・電話	・津波注意報 ・津波警報 ・大津波警報（特別警報） ・地震情報（震度4以上） ・職員の動員
危機管理課長	各部、各機関 筆頭課長	・防災携帯 ・電話・F A X ・庁内L A N	
各部、各機関 筆頭課長	各部、各機関 所属課長	・電話等	
各課長	所属職員	・電話等	
	関係機関	・電話等	



(3) 配備報告

各部、各機関の筆頭課長は、職員の配備（参集）状況について、必要に応じ人事課長に報告するものとする。

(4) 要員の確保

- ア 各部、各機関の長は、応急対策に必要な職員が不足しているときは、職員の配置調整を行うものとする。
- イ 各部、各機関の長は、配置調整を行ってもなお、職員が不足し、活動に支障があると判断したときは、人事課長に応援職員の配置を求めるよう筆頭課長へ指示する。
- ウ 人事課長は、各部、各機関から応援職員の配置要請があったときは、全庁的な職員の配置調整を行い、配置するものとする。

(5) 職員参集時の留意事項（勤務時間外の場合）

- ア 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。
また、職員は、速やかに参集するため、平常時から手袋（軍手）、タオル、水筒、食糧（1食分）、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具をリュックサック等に入れ準備しておき、参集時には携帯電話も併せて持参するものとする。
- イ 参集時は、車の使用は避け、原則として徒歩、自転車、オートバイ等により参集するものとする。
- ウ 参集途上の措置
 - (ア) 職員は参集途上において、可能な限り被害状況等の情報収集を行い、参集後、参集場所の責任者に知り得た情報を報告するものとする。
 - (イ) 職員は参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、人命

救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

エ 状況報告

(ア) 災害の状況により参集（勤務）場所へ登庁が不可能な場合は、次により対応する。

- a 最寄りの開設している指定避難所に参集し、各指定避難所等の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- b 当該職員は、所属長へ速やかにその旨を報告する。
- c 各指定避難所等の責任者は、応急対策の実施状況等を踏まえ、当該職員が参集場所への復帰が可能と判断した場合は、その旨を指示するものとする。

(イ) ケガ、病気その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を所属長及び各指定避難所等の責任者へ報告する。

第5章 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者の安全確保を図るため、次の点について留意すること。

- ① 自らの命を守ることを基本とし、避難誘導等を行うこと。
- ② 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを津波ハザードマップを活用するなどして確立しておくこと。
- ③ 防災行動に必要な時間（リードタイム）が限られている津波災害時の避難行動要支援者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、避難行動要支援者自らの防災対策の検討や地域や行政における支援の在り方の十分な議論が必要であること。

第6章 津波情報等の収集・伝達

第1節 津波情報等の収集

本市において震度4以上の地震が発生、あるいは陸奥湾沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは津波情報を収集する。

1 津波警報・注意報、津波予報

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

気象庁が発表する津波警報等は、次の表のとおりである。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	沿岸部や川沿いにいる人はただちに津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報

気象庁は、津波による災害が発生するおそれがない場合に津波予報を発表する。
気象庁が発表する津波予報は、次の表のとおりである。

発表基準	内 容
津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を発表（地震情報に含めて発表）
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表（津波に関するその他の情報に含めて発表）
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 地震・津波に関する情報

(1) 地震情報

気象庁は、地震が発生した時に地震に関する情報を発表する。

気象庁が発表する地震情報は、次の表のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報(注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表
各地の震度に関する情報(注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

(2) 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、津波注意報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

気象庁が発表する津波情報は、次の表のとおりである。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各代表地点の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、代表地点のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ代表地点のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が到達することがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報が津波の到達に間に合わない場合もある。

3 地震・津波が発生するおそれのある異常現象

(1) 異常気象に関する情報

上記のほか、地震・津波が発生するおそれがある異常気象について平時から情報収集に努める。

種 類	現 象	内 容
地象に関する事項	群発地震	数日間にわたり、体に感じるような揺れが頻発に発生する地震
水象に関する事項	異常潮位	津波、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたもの
	異常波浪	異常な高さを示す波浪、うねり

第2節 津波情報等の伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報等を市民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統及び伝達方法を定める。

1 地震・津波情報等の伝達方法

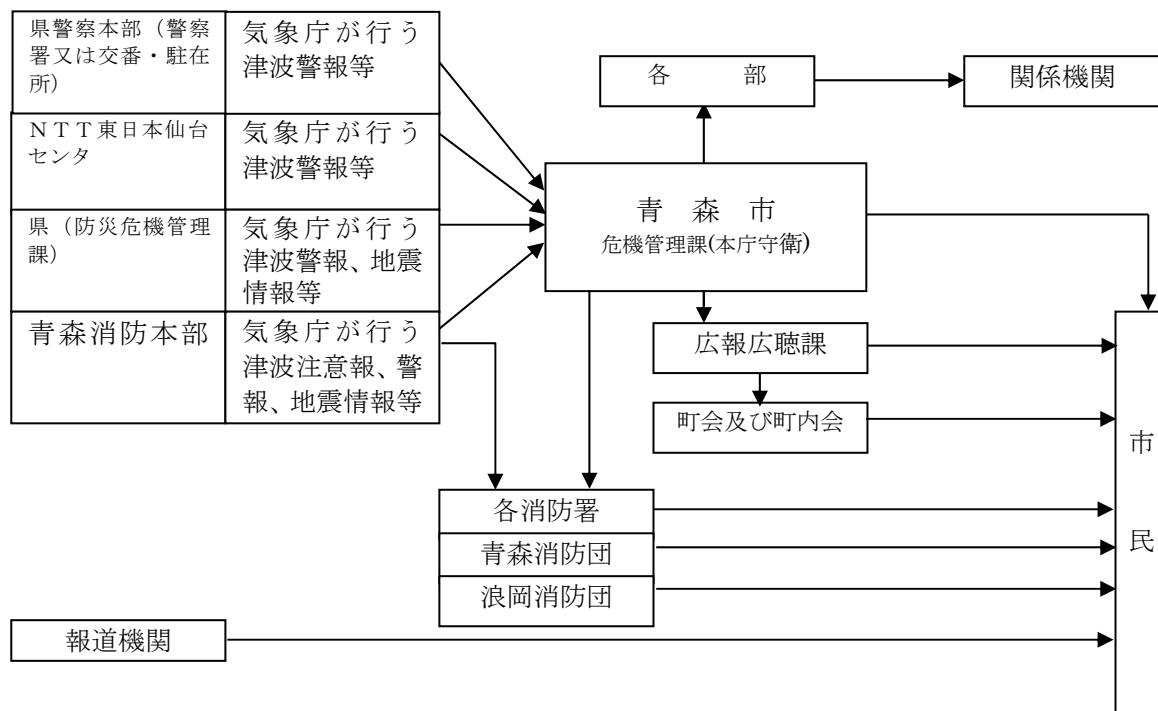
- (1) 関係機関からの通報、又は全国瞬時警報システム（J－ALERT）等による地震・津波情報等は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）が受領する。
- (2) 青森市域に関わる次の地震・津波情報等を受領した危機管理課長又は宿日直員（本庁舎守衛）は、直ちに各部、各機関の筆頭課長に伝達する。
- (3) 地震・津波情報等を受領した各部、各機関の筆頭課長は、直ちに部、機関所属各課へ伝達する。
- (4) 地震・津波情報等を受領した各課長は、直ちに所属職員へ伝達するとともに、必要に応じて関係機関及び市民等に伝達する。
- (5) 地震・津波情報等を受領した危機管理課長は、当該情報と応急対策の実施状況等を市長に報告し、指示を受ける。
- (6) 特に、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき、又は、自ら知ったときは、直ちに広報車等を活用し市民等へ周知する。
- (7) 市民等に対する周知方法は次のとおりとする。
 - ① 津波警報等の発表は、テレビ、ラジオ放送により情報を得る方が早い場合が多いので、地震発生後は放送を聴取する。
 - ② 津波警報等が発表された場合は、沿岸の居住者、海水浴客、釣り人等に対し、広報車等により、直ちに海岸から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。
 - ③ 引き波等異常な水象を知ったときは、県、青森警察署及び関係機関に通報するとともに、上記②に準じた措置を行う。

【市民等への伝達（周知）】

伝達責任者	伝達（周知）先	伝達（周知）方法	伝達（周知）内容
広報広聴課長 予 防 課 長	市 内 全 域	広報車等	津波警報、大津波警報
	沿 岸 地 区	広報車等	津波注意報、津波警報、大津波警報

2 津波警報等及び地震情報等の伝達系統

津波警報等及び地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



3 青森県震度情報ネットワークによる震度情報の伝達

迅速な初動活動を実施するため、震度情報ネットワークの表示装置により震度4以上を確認した場合は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁舎守衛）等が前記1に準じて伝達する。

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

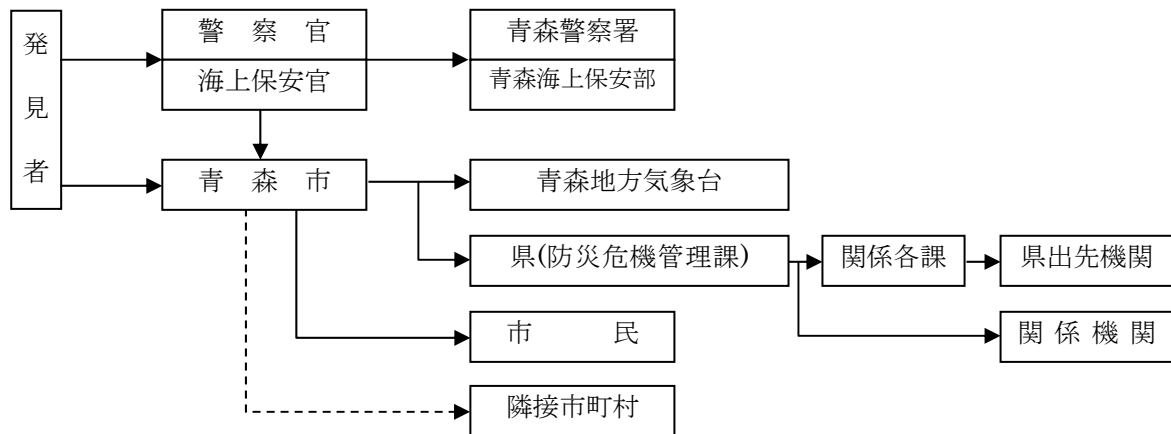
(2) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

(3) 市長の通報

通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく青森地方気象台及び青森県防災危機管理課に通報する。なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

【通報系統図】



5 防災関係機関連絡先

機関名	電話番号	住 所	備 考 (担当課)
青 森 市	017-734-5059	青森市中央一丁目 22-5	危機管理課
青 森 消 防 本 部	017-775-0854	青森市長島二丁目 1-1	警 防 課
青 森 警 察 署	017-723-0110	青森市安方二丁目 15-9	警 備 課
青 森 南 警 察 署	0172-62-4021	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	警 備 課
青森海上保安部	017-734-2421	青森市青柳一丁目 1-2	警備救難課
青森地方気象台	017-741-7411	青森市花園一丁目 17-19	
青 森 県	017-734-9089	青森市長島一丁目 1-1	防災危機管理課

第7章 避難指示の発令

第1節 避難指示の発令基準等

本市に影響のある津波は、日本海溝モデルでは、第一波到達時間が概ね100分以上で到達までの時間が長い想定となっているが、入内断層モデルでは、地震発生後数分で津波が到達すると想定されるため、津波の大きさや危険度を判断している時間的余裕はないことが想定される。そのため、津波警報等の情報が入手できない場合であっても覚知した震度に応じ、避難指示が発令されたものとして避難する。

(1) 発令基準

種 別	基 準
避難指示	1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合（震度4以上）、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

(2) 解除基準

解除基準	・ 気象台から津波警報等の解除通知を受けた場合
------	-------------------------

(3) 発令時の状況と市民等に求められる行動

種別	発令時の状況	市民等に求められる行動
避難指示	- 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 - 指定緊急避難場所への立退き避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。 ※1 近隣の安全な場所:指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保:その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※ 津波発生時は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

(4) 避難指示の内容

市は、次の内容を明示して避難指示を発令する。

- | |
|--|
| ① 避難指示の発令者 ②避難指示の理由 ③避難対象地 ④避難先
⑤その他避難時の注意事項等 |
|--|

第2節 避難指示の伝達

市は、災害が予見される場合には、下記的手段により「避難指示」を発令し、市民等への災害情報を発信し速やかな避難を呼びかける。

伝達（周知）先	伝達（周知）方法	伝達内容
全 市	①メールマガジン ②市ホームページ ③テレビ・ラジオ等の災害情報 ④インターネットによる情報 ⑤緊急速報メール（エリアメール） ⑥ツイッター ⑦フェイスブック	津波注意報 津波警報 大津波警報（特別警報） 避難指示
沿岸地区	①広報車	

○避難指示の発令内容の伝達文例

<大津波警報、津波警報が発表された場合の伝達文例>

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、青森市です。

大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

<停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合の伝達文例>

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、青森市です。

強い揺れの地震がありました。

津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

<津波注意報が発表された場合の伝達文例>

緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

こちらは、青森市です。

津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。
直ちに海岸から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

第8章 津波防災教育・啓発

第1節 防災教育

学校等においては、津波防災教育や津波避難訓練を積極的に取り入れ、児童・生徒の防災意識を高めるとともに、家庭等での話し合いを通じた意識啓発に努める。

第2節 啓発活動

津波から命を守る最も重要な対策は津波から逃げることである。そのため、津波発生時に円滑な避難が行われるよう、市民等に対して津波の基礎知識や避難時の心得などの普及啓発を図ることが重要となる。

(1) 自主防災組織の結成及び育成支援

地域の実情に応じた避難対策や共助の取組の重要性を踏まえて、自主防災組織の結成及び育成支援を行う。

(2) 津波ハザードマップ等による啓発

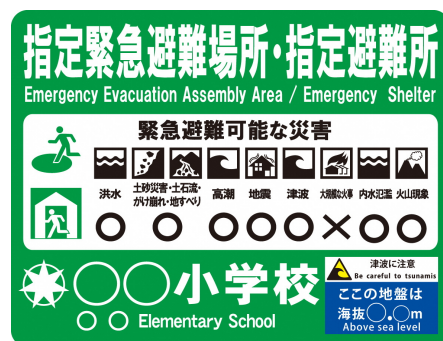
津波避難意識を高めるため、津波ハザードマップの配布、市の広報やホームページへの掲載、防災講習会等の実施など様々な機会を通じ、津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

(3) 避難所標識の設置

災害時の迅速かつ安全な避難誘導を行うため、海拔を表示した避難所標識を防災活動拠点施設（小学校等）に設置する。

(4) 海拔表示板等の設置

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として海拔表示や避難場所を表示した標識等を市内の主な交通機関、公共施設及び津波避難ビルに設置する。



第9章 避難訓練

第1節 津波避難訓練

市は、自主防災組織、市民等及び関係機関との協調体制を強化し、津波災害に対して円滑な避難体制を確立するため、大規模な地震を想定した実践的な津波避難訓練や情報伝達訓練を定期的を実施するよう努める。

避難困難地域にあっては、津波到達予測時間内に避難することができるよう、平常時から自主防災組織等の活動を通じて避難訓練等を実施するなど有事への備えを促す。

第2節 訓練内容等

(1) 訓練内容の設定

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等、津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるように避難体制等を確立する。

(2) 訓練目標

訓練の第一の目標は、実際に避難を行い避難ルートを確認したり、情報機器類や津波防災施設の操作方法を習熟すること等であるが、想定されたとおりの避難対策が実施可能か否かを検証する場合でもあることから、訓練結果を検証し、課題の抽出、整理、解決を図り、次の訓練につなげるとともに、市民等が参加しやすい日時の設定、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練の計画、準備段階からの参加など、市民等の積極的な訓練参加を促す。

第10章 その他の留意点

第1節 在宅の避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、高齢者、障がい者、乳幼児等のうち、特に避難等に支援を要する方、いわゆる避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災関係部局、福祉関係部局、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、避難行動要支援者の現状把握（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）に努める。

(2) 情報伝達

避難指示等の市民等への伝達手段は、広報車、テレビ、ラジオ等の音声伝達が主体となっていることから、情報の伝わりにくい避難行動要支援者に対しては、地域が主体となり、安否確認及び避難誘導などきめ細かな情報伝達体制の確立を図る。

(3) 自主防災組織の強化

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を援助できるのは、家族及びその近隣の住民等であることから、市は、地域での共助を担う自主防災組織の結成及び育成に努める。

第2節 観光客等の避難対策

(1) 市は、広報車等の多様な手段を活用し、情報を伝達するとともに、関係団体と共同して観光客等への避難対策を実施する。

(2) 市は避難場所等が記載された津波ハザードマップを閲覧できるよう主要な公共施設等へ配備するとともに、海拔表示板の設置に努める。

第3節 外国人対策

市は、国際交流協会等と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人に対し津波対策の周知に努める。

第4節 学校等における事前対策

市は、学校等各施設の責任者に対し、防災に関する安全計画を立案し、状況に応じて適切に行動できるよう指導する。

第 2 部 各論

第2部 各論

第11章 地区ごとの避難方針

第1部では、津波避難における本市の体制や対応等の一般的事項について示してきたが、第2部では、市民一人ひとりが津波からの避難行動について検討材料として、日本海溝モデル、入内断層モデルごとに各地区ごとの基本的な避難行動について具体的な避難方針を示す。

本計画に記載している避難方針と津波ハザードマップを用い、日頃から市民が自らの避難行動について考え、確認するためのツールとして活用することを目的として掲載するものである。

なお、実際の避難に当たっては、車両の使用は渋滞や交通事故等により、自他の避難を妨げる恐れがあるため、避難方法は原則として徒歩によることとするが、避難に時間を要する避難行動要支援者や要配慮者、時間的に徒歩での浸水想定区域外への避難が困難な場合は、状況に応じた車両による避難もやむを得ないものとする。

津波避難の心得

①地震が起きたら、まず避難

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難すること。

②津波は繰り返し到達します

津波は繰り返し到達するため、津波警報・注意報が解除されるまでは避難したところにとどまること。（発生から6時間以上にわたり継続する場合がある。）

③情報を待っていては逃げ遅れます

テレビ・ラジオ等の情報を待っていると避難に間に合わないことがあるため、まず安全なところに避難してから情報を確認するように心掛けること。

④家族で話し合っておきましょう

日頃から、津波が発生した場合の避難場所や避難経路、非常時の連絡方法などについて、家族で話し合い、前もって決めておくこと。

⑤津波は引き潮から始まるとは限らない

津波の前に引き潮があるとは限らないため、津波が来るかどうかの確認をするために海岸に出ることはやめて、直ちに避難すること。

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号①）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

四戸橋		六枚橋	
津波影響開始時間	11分	津波影響開始時間	12分
第一波到達時間	101分	第一波到達時間	102分
最大波到達時間	101分	最大波到達時間	102分
最大波津波水位 (第一波が最大)	3.7m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.2m

**1 日本海溝モデル
(海溝型地震)**

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、住宅地のほぼ全てが浸水想定区域内となっている。
- 小橋地区、六枚橋地区については、国道280号バイパス山手側まで浸水想定区域が広がっている。
- 後潟地区については、北部地区では唯一国道280号バイパスより山手側に浸水想定区域が存在しない。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号バイパス山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 小橋地区、六枚橋地区については、国道280号バイパス山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

四戸橋		六枚橋	
津波影響開始時間	1分	津波影響開始時間	0分
第一波到達時間	6分	第一波到達時間	6分
最大波到達時間	6分	最大波到達時間	6分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.4m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.6m

**入内断層モデル
(内陸直下型地震) 1**

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、一部住宅地まで浸水が及ぶが、概ね海岸付近が浸水想定区域となっている。
- 四戸橋川・六枚橋川沿岸については、津波遡上の影響により国道280号（旧道）より山手側も浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号（旧道）山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 四戸橋川・六枚橋川沿岸については、津波遡上の影響により国道280号（旧道）山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号②）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

内真部		瀬戸子	
津波影響開始時間	12分	津波影響開始時間	10分
第一波到達時間	103分	第一波到達時間	106分
最大波到達時間	103分	最大波到達時間	106分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.5m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m

2 日本海溝モデル
(海溝型地震)

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、住宅地のほぼ全てが浸水想定区域内となっている。
- 当該地区については、国道280号バイパスを超え、新幹線高架下付近まで浸水想定区域が広がっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、北海道新幹線より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 津軽宮田駅から山手側については、北海道新幹線山手側まで浸水想定区域が存在するため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

内真部		瀬戸子	
津波影響開始時間	0分	津波影響開始時間	0分
第一波到達時間	5分	第一波到達時間	5分
最大波到達時間	5分	最大波到達時間	5分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.9m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.9m

入内断層モデル
(内陸直下型地震) **2**

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、一部住宅地まで浸水が及ぶが、概ね海岸付近が浸水想定区域となっている。
- 内真部川・奥内川沿岸については、津波遡上の影響により国道280号（旧道）より山手側も浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号（旧道）より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 内真部川・奥内川沿岸については、津波遡上の影響により国道280号（旧道）山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号③）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

瀬戸子		西田沢	
津波影響開始時間	10分	津波影響開始時間	11分
第一波到達時間	106分	第一波到達時間	106分
最大波到達時間	106分	最大波到達時間	106分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.4m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、住宅地のほぼ全てが浸水想定区域内となっている。
- 当該地区については、国道280号バイパスを超え、新幹線高架下付近まで浸水想定区域が広がっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、北海道新幹線より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 北海道新幹線の山手側であっても、一部浸水想定区域が存在するため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

瀬戸子		西田沢	
津波影響開始時間	0分	津波影響開始時間	0分
第一波到達時間	5分	第一波到達時間	4分
最大波到達時間	5分	最大波到達時間	4分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.9m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.8m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、一部住宅地まで浸水が及ぶが、概ね海岸付近が浸水想定区域となっている。
- 国道280号（旧道）山手側まで一部浸水想定区域が広がっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号（旧道）より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 国道280号（旧道）山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号④）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

西田沢		油川	
津波影響開始時間	11分	津波影響開始時間	9分
第一波到達時間	106分	第一波到達時間	107分
最大波到達時間	106分	最大波到達時間	107分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.4m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.2m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、住宅地のほぼ全てが浸水想定区域内となっている。
- 野木和公園以北の地域においては、国道280号バイパス山手側まで浸水想定区域が広がっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号バイパスから野木和公園、岡町方面、新青森駅方面の浸水想定区域外への水平避難、もしくはフェリー大橋を経由した国道7号方面の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

西田沢		油川	
津波影響開始時間	0分	津波影響開始時間	0分
第一波到達時間	4分	第一波到達時間	2分
最大波到達時間	4分	最大波到達時間	2分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.8m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.8m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、一部住宅地まで浸水が及ぶが、概ね海岸付近が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道280号（旧道）より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑤）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

新町		本町	
津波影響開始時間	13分	津波影響開始時間	23分
第一波到達時間	96分	第一波到達時間	96分
最大波到達時間	96分	最大波到達時間	96分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m



(1) 沖館・富田・篠田地区周辺

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、JR 津軽線海手側のほぼ全域が浸水想定区域となっている。
- 新城川沿岸については、津波遡上の影響により J R 津軽線山手側も一部浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、J R 津軽線より山手側、国道 7 号方面の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 新城川沿岸については、津波遡上の影響により J R 津軽線山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

(2) 三内・西滝・久須志・千刈地区周辺

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、沖館川・西滝川からの津波遡上の影響により、一部浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 三内・西滝地区の基本的な避難行動としては、3・2・2 号内環状線、県道鶴ヶ坂千刈線及び三内小学校通り方面への水平避難となる。
- 久須志・千刈地区の基本的な避難行動としては、三内小学校通り及び浪館通方面への水平避難となる
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

(3) 北金沢・旭町地区周辺

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、北金沢公園周辺及び機関区通り沿いの一部が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 北金沢地区の基本的な避難行動としては、浪館通り、旭町通り方面への水平避難となる。
- 旭町地区の基本的な避難行動としては、旭町通り、機関区通りから県道 120 号荒川青森停車場線方面への水平避難となる。

(4) 青い森鉄道海手側の地区（新町・本町・古川・長島・中央地区周辺）

<当該地区の概要>

○当該地区については、青い森鉄道海手側のほぼ全域が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、青い森鉄道より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

<当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等>

新町		本町	
津波影響開始時間	2分	津波影響開始時間	3分
第一波到達時間	3分	第一波到達時間	4分
最大波到達時間	3分	最大波到達時間	4分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.5m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.4m



(1) J R 青森駅以西の地区

<当該地区の概要>

○当該地区については、フェリー埠頭及び柳川地区沿岸の一部を除き浸水想定区域外となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、国道280号（旧道）より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

(2) 新町・本町地区周辺

<当該地区の概要>

○当該地区については、新町地区については新町通り海手側の一部、本町地区については石森橋通り線海手側の一部が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、国道7号及び国道4号方面への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑥）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

本町		造道	
津波影響開始時間	23分	津波影響開始時間	26分
第一波到達時間	96分	第一波到達時間	97分
最大波到達時間	96分	最大波到達時間	97分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.8m



(1) 青柳～奥野地区

＜当該地区の概要＞

○奥野地区が一部浸水区域外となっているが、その他の地域については、ほぼ全域が浸水想定区域内となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、青い森鉄道より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

(2) 堤川以東～赤川以西の地区（港町～造道地区、栄町～小柳地区、桜川～佃地区）

＜当該地区の概要＞

○当該地区については、海岸線から小柳通り（国道4号～筒井小学校）手前までの広い範囲のほぼ全域が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、小柳通り、（国道4号～筒井小学校）方面の浸水想定区域外への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

(3) 八重田～矢作地区

＜当該地区の概要＞

○当該地区については、住宅地のほぼ全てが浸水想定区域内となっている。

○国道4号東跨線橋以東については、青い森鉄道の山手側も一部浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○八重田地区における基本的な避難行動としては、小柳通り（国道4号～筒井小学校）方面もしくは国道4号青森東跨線橋以東（浅虫方面）の浸水想定区域外への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

本町		造道	
津波影響開始時間	3分	津波影響開始時間	5分
第一波到達時間	4分	第一波到達時間	7分
最大波到達時間	4分	最大波到達時間	7分
最大波津波水位 (第一波が最大)	1.4m	最大波津波水位 (第一波が最大)	1.6m



(1) 青柳地区周辺

＜当該地区の概要＞

○旭橋通り線海手側のほとんどが浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、国道4号方面への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

(2) 港町～合浦地区

＜当該地区の概要＞

○港町・茶屋町地区については、国道4号手前まで浸水想定区域となっている。

○合浦地区については、住宅地の半分以上が浸水想定区域内となっている。

○合浦公園内については、東西道路より海手側のみ浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、国道4号方面への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

(3) 造道～矢作地区

＜当該地区の概要＞

○造道地区については、概ね旧奥州街道海手側が浸水想定区域となっている。

○八重田から矢作地区については概ね旧国道4号海手側が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

○基本的な避難行動としては、旧国道4号方面への水平避難となる。

○津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑦）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

原別		野内	
津波影響開始時間	25分	津波影響開始時間	25分
第一波到達時間	97分	第一波到達時間	97分
最大波到達時間	97分	最大波到達時間	97分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.7m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.2m



(1) 原別地区周辺

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、青い森鉄道を越え、原別小学校海手側、矢田前地区、泉野地区の一部が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道4号方面の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

(2) 野内地区

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、野内浦島地区を除き、ほぼ全ての住宅地が浸水想定区域となっている。
- 貴船神社周辺に土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が点在している。
- 野内川沿岸については、津波遡上の影響により国道4号より山手側も浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、国道4号方面の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 当該地区には、貴船神社周辺に土砂災害警戒区域等が点在することから、平時からハザードマップにより土砂災害警戒区域等について確認しておくとともに、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 野内川沿岸については、津波遡上の影響により国道4号山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

原別		野内	
津波影響開始時間	6分	津波影響開始時間	6分
第一波到達時間	8分	第一波到達時間	9分
最大波到達時間	8分	最大波到達時間	9分
最大波津波水位 (第一波が最大)	2.1m	最大波津波水位 (第一波が最大)	3.2m

入内断層モデル
(内陸直下型地震)

7

(1) 原別地区周辺

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、概ね県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）より海手側が浸水想定区域となっている。
- 沼川（支流含む）及び雨水幹線沿岸については、津波遡上の影響により県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）より山手側も浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、2 号遊歩道緑地及び青い森鉄道方面への水平避難となる。
- 沼川（支流含む）や雨水幹線沿岸については、津波遡上の影響により県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

(2) 野内地区

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）海手側が浸水想定区域となっている。
- 貴船神社周辺に土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が点在している。
- 貴船川沿岸については、津波遡上の影響により県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）より山手側も一部浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）への水平避難となる。
- 当該地区には、貴船神社周辺に土砂災害警戒区域等が点在することから、平時からハザードマップにより土砂災害警戒区域等について確認しておくとともに、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 貴船川沿岸については、津波遡上の影響により県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）山手側まで一部浸水想定区域が広がっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑧）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

野内		久栗坂	
津波影響開始時間	25分	津波影響開始時間	23分
第一波到達時間	97分	第一波到達時間	110分
最大波到達時間	97分	最大波到達時間	110分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.2m	最大波津波水位 (第一波が最大)	3.7m

**⑧ 日本海溝モデル
(海溝型地震)**

＜当該地区の概要＞

○当該地区については、住宅がほとんど存在せず、また、沿岸と陸地の高低差が大きいため、概ね沿岸部が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、県道久栗坂造道線（旧国道４号）への水平避難となる。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

野内		久栗坂	
津波影響開始時間	6分	津波影響開始時間	7分
第一波到達時間	9分	第一波到達時間	11分
最大波到達時間	9分	最大波到達時間	11分
最大波津波水位 (第一波が最大)	3.2m	最大波津波水位 (第一波が最大)	2.3m

**入内断層モデル
(内陸直下型地震) ⑧**

＜当該地区の概要＞

○当該地区については、住宅がほとんど存在せず、また、沿岸と陸地の高低差が大きいため、概ね沿岸部が浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、県道久栗坂造道線（旧国道４号）への水平避難となる。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑨）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

久栗坂	
津波影響開始時間	23分
第一波到達時間	110分
最大波到達時間	110分
最大波津波水位 (第一波が最大)	3.7m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、概ね青い森鉄道海手側が浸水想定区域となっている。
- 根井川沿岸付近は、津波遡上の影響で青い森鉄道より山手側も一部浸水想定区域となっている。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が点在している。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）野内方面及び国道 4 号方面への水平避難となる。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域等が点在することから、平時からハザードマップにより土砂災害警戒区域等について確認しておくとともに、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

久栗坂	
津波影響開始時間	7分
第一波到達時間	11分
最大波到達時間	11分
最大波津波水位 (第一波が最大)	2.3m



＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、概ね県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）海手側が浸水想定区域となっている。
- 根井川より東側の地区については、旧国道 4 号山手側も一部浸水想定区域となっている。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が点在している。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、根井川より西側の地区については、県道久栗坂造道線（旧国道 4 号）野内方面及び同線より山手側への水平避難、根井川より東側の地区については、青い森鉄道より山手側、国道 4 号方面への水平避難となる。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域等が点在することから、平時からハザードマップにより土砂災害警戒区域等について確認しておくとともに、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑩）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

浅虫	
津波影響開始時間	22分
第一波到達時間	105分
最大波到達時間	105分
最大波津波水位 (第一波が最大)	3.9m

10 日本海溝モデル
(海溝型地震)

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、青い森鉄道山手側まで浸水想定区域が広がっている。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が点在している。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、旧浅虫小学校方面、淡島神社方面、浅虫森林公園方面への水平避難となる。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域等が点在することから、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

浅虫	
津波影響開始時間	7分
第一波到達時間	11分
最大波到達時間	11分
最大波津波水位 (第一波が最大)	3.1m

入内断層モデル **10**
(内陸直下型地震)

＜当該地区の概要＞

- 当該地区については、青い森鉄道海手側までが津波浸水想定区域となっている。
- 浅虫川沿岸の一部について、津波遡上の影響により青い森鉄道山手側も浸水想定区域となっている。
- 津波浸水想定区域外であっても土砂災害警戒区域が点在している。

【避難行動について】

- 基本的な避難行動としては、青い森鉄道より山手側への水平避難となる。
- 当該地区には、土砂災害警戒区域等が点在することから、平時からハザードマップにより土砂災害警戒区域等について確認しておくとともに、地震による土砂災害が発生していないことを確認しながら、津波浸水想定区域外及び土砂災害警戒区域外へ避難する。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合（避難困難地域に居住する方を含む）は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。**（第一波到達までの時間が短いことから特に留意が必要）**

地区ごとの避難方針（ハザードマップ地図番号⑪）

日本海溝モデル

＜当該地区沖合の代表地点における津波影響開始時間等＞

新町		本町	
津波影響開始時間	13分	津波影響開始時間	23分
第一波到達時間	96分	第一波到達時間	96分
最大波到達時間	96分	最大波到達時間	96分
最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m	最大波津波水位 (第一波が最大)	4.6m



＜当該地区の概要＞

- 県道 27 号（青森浪岡線）以西においては、奥野地区の一部を除き、青い森鉄道の海手側のほぼ全域が浸水想定区域内となっている。
- 青い森鉄道の山手側であっても、西滝・久須志・北金沢・旭町地区が一部浸水想定区域となっている。
- 県道 27 号青森浪岡線以东の桜川から佃地区については、小柳通り（国道 4 号～筒井小学校）海手側まで浸水想定区域となっている。
- 駒込川・堤川・西滝川上流沿岸の一部について、津波遡上の影響により浸水想定区域となっている。

【避難行動について】

- 県道 27 号（青森浪岡線）以西の地区における基本的な避難行動としては、青い森鉄道より山手側の浸水想定区域外への水平避難となる。
- 青い森鉄道の山手側であっても、久須志・北金沢・旭町地区には一部浸水区域が存在するため、これらの地域住民においては、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 県道 27 号（青森浪岡線）以东の桜川・佃地区における基本的な避難行動としては、小柳通り（国道 4 号～筒井小学校）山手側への水平避難となる。
- 駒込川・堤川・西滝川上流沿岸の一部が、津波遡上の影響により浸水想定区域となっているため、平時からハザードマップで浸水想定区域を確認しておき、確実に浸水想定区域外へ水平避難するための準備をしておく。
- 津波予想到達時刻までに浸水想定区域外への避難が困難な場合は、津波避難に対応している指定緊急避難場所等へ垂直避難する。

入内断層モデル

- 当該地区においては、入内断層モデル地震における津波の影響はなく、ハザードマップにおいても省略している。

資料編

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

並び順：小学校区毎五十音順

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
1	油川	青森北高等学校	羽白富田80-7	○	○	○
2		油川市民センター	羽白池上197-1	2階以上	○	○
3		油川小学校	油川船岡36	2階以上	○	○
4		油川中学校	羽白沢田471	2階以上	○	○
5		介護老人保健施設 青照苑	羽白野木和45	○	○	○
6		中央市民センター岡町分館	岡町松本7-4	○	○	○
7		野木和公園	羽白野木和58-2	○	○	○
8	荒川	青森刑務所	荒川藤戸88	○	○	○
9		青森県総合社会教育センター	荒川藤戸119-7	○	○	○
10		青森県立図書館	荒川藤戸119-7	○	○	○
11		青森市小牧野遺跡保護センター「縄文の学び舎・小牧野館」(旧野沢小学校)	野沢沢部108	○	○	-
12		荒川市民センター	荒川柴田129-1	○	○	-
13		荒川小・中学校金浜分教室	金浜伊吹22-1	○	○	-
14		荒川小学校	荒川柴田92-5	○	○	○
15		荒川中学校	金浜稲田107	○	○	-
16		牛館ふれあいセンター	牛館松枝84-3	○	○	-
17		障害者支援施設金浜療護園	大別内葛野180	○	○	-
18		野木中央公園	野木山口15-8外	○	○	-
19		野木ふるさと館	野木山口140-2	○	○	-
20	泉川	野沢小学校入内分校跡地	入内駒田18-1	○	○	-
21		青森県総合運動公園	安田近野234-7外	○	○	-
22		青森市埋蔵文化財資料整理作業場(旧栄山小学校)	細越栄山595	○	○	-
23		泉川小学校	浪館泉川1-1	○	○	○
24		中央市民センター細越分館	細越栄山469-6	×	×	-
25		中央市民センター安田分館	安田近野370-4	○	○	-
26		浪館福祉館	浪館志田36	×	×	-
27		鳴滝公園	大野鳴滝64-57外	○	○	○
28		鳴滝南公園	西大野二丁目2	○	○	○
29		西中学校	浪館志田36	○	○	○
30	浦町	1号遊歩道緑地	勝田一丁目～花園二丁目地内	×	○	○
31		青森市総合福祉センター	中央三丁目16-1	2階以上	○	○
32		アピオあもり	中央三丁目17-1	2階以上	○	○
33		浦町公園	勝田一丁目6	×	○	○
34		浦町小学校	中央二丁目17-13	2階以上	○	○
35		県民福祉プラザ	中央三丁目20-30	2階以上	○	○
36		高等看護学院	勝田一丁目16-16	2階以上	○	○
37		中央西公園	中央二丁目17-14	×	○	○
38		橋本公園	橋本三丁目22	×	○	○
39		サービス付き高齢者向け住宅 和幸セントラルハウス	中央三丁目20-10	2階以上	○	○
40	大野	青い森セントラルパーク	浦町橋本335-20外	○	○	○
41		大野公園	大野若宮76-1外	○	○	○
42		大野市民センター	大野若宮71	○	○	○
43		大野小学校	東大野一丁目3-1	○	○	○
44		奥野北公園	桂木三丁目21	○	○	○
45		奥野なかよし公園	桂木三丁目12	○	○	○
46		奥野西公園	緑一丁目10	○	○	○
47		午砲台公園	桂木二丁目12	○	○	○
48		南中学校	緑二丁目6-1	○	○	○
49	沖館	沖館市民センター	沖館一丁目1-11	3階以上	○	○
50		沖館小学校	沖館五丁目3-1	2階以上	○	○
51		沖館中学校	沖館五丁目19-1	2階以上	○	○
52		国家公務員合同宿舎小浜住宅	沖館一丁目2-10外	2階以上	○	○
53		هایتاون沖館公園	沖館一丁目1-132	×	○	○

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
54	合浦	介護老人保健施設みちのく青海荘	港町三丁目6-3	3階以上	2階以上	○
55		合浦小学校	茶屋町32-17	3階以上	1階以上	○
56		国家公務員合同宿舎茶屋町住宅	茶屋町31-2	×	×	-
57		茶屋町公園	茶屋町32-21	×	×	-
58	金沢	青森南高等学校	西大野二丁目12-40	○	○	○
59		今井公園	西大野五丁目13	○	○	○
60		大野中央公園	西大野三丁目12	○	○	○
61		片岡福祉館	旭町三丁目7-20	×	×	-
62		金沢小学校	金沢四丁目5-1	○	○	○
63		甲田中学校	金沢三丁目11-1	○	○	○
64		特別養護老人ホーム大野和幸園	西大野五丁目16-10	○	○	○
65		北小学校	清水浜元181	3階以上	○	○
66	北(北)	北中学校	清水浜元135-1	2階以上	○	○
67		旧後潟小学校	六枚橋磯打95	×	○	○
68		障害者支援施設徳誠園	四戸橋磯部243-582	○	○	-
69		中央市民センター後潟分館	後潟平野17-7	×	○	○
70		中央市民センター内真部分館	清水浜元45-1	×	○	○
71		中央市民センター小橋分館	小橋田川56-5	×	×	-
72		中央市民センター左堰分館	左堰野田35	×	○	○
73		特別養護老人ホーム外ヶ浜荘	奥内宮田564-2	×	1階以上	○
74	北(南)	あすか海岸緑地	飛鳥塩越地内	×	×	-
75		旧西田沢小学校	飛鳥塩越80	×	○	○
76		障害者支援施設津麦園	西田沢浜田379	×	○	○
77		中央市民センター飛鳥分館	飛鳥塩越49-53	×	×	-
78		中央市民センター瀬戸子分館	瀬戸子磯田25	×	×	-
79		中央市民センター西田沢分館	西田沢浜田105	×	○	○
80		北部地区農村環境改善センター	奥内宮田41-3	×	1階以上	○
81	甲田	青森少年鑑別所	金沢一丁目5-38	○	○	○
82		甲田小学校	金沢一丁目6-1	○	○	○
83	幸畑	青森大学	幸畑二丁目3-1	○	○	-
84		阿部野北公園	幸畑三丁目693	○	○	-
85		幸畑小学校	幸畑松元50-2	○	○	○
86		幸畑中央公園	幸畑三丁目983-2外	○	○	-
87		幸畑ひばりヶ丘公園	幸畑四丁目228-95	○	○	-
88		幸畑福祉館	幸畑二丁目2-2	×	×	-
89		障害者支援施設こぶし園	田茂木野阿部野114-5	○	○	-
90		中央市民センター田茂木野分館	田茂木野阿部野77	×	×	-
91		特別養護老人ホーム正寿園	田茂木野阿部野63-2	○	○	-
92		居宅介護支援事業所ふれあい	小柳一丁目17-18	○	○	○
93	小柳	グループホームふれあい	小柳一丁目17-17	○	○	○
94		小柳小学校	小柳四丁目6-1	○	○	○
95		小柳緑地	小柳四丁目132-1外	○	○	○
96		自由ヶ丘中央公園	自由ヶ丘二丁目11	○	○	○
97		自由ヶ丘西公園	自由ヶ丘一丁目4	○	○	○
98		中央市民センター小柳分館	小柳三丁目3-5	○	○	○
99		デイサービスセンターふれあい	小柳一丁目17-18	○	○	○
100		ほろがけ福祉館	小柳六丁目2-7	×	×	-
101	三内	三内小学校	里見一丁目9-1	○	○	○
102		滝内福祉館	三内稲元122-1	×	×	-
103	三内西	三内中学校	三内丸山108-4	○	○	○
104		三内西小学校	三内丸山86-1	○	○	○
105		西部工業団地公園	三内丸山394-101	○	○	-
106		中央市民センター岩渡分館	岩渡熊沢181-2	×	×	-
107		中央市民センター三内分館	三内沢部191-1	×	×	-
108	篠田	篠田小学校	篠田三丁目16-2	2階以上	○	○
109		篠田福祉館	篠田二丁目20-25	×	○	○
110		中央市民センター相野分館	富田二丁目14-12	×	○	○
111		中央市民センター西滝分館	富田二丁目3-33	×	×	-
112		リンクモア平安閣市民ホール(青森市民ホール)	柳川一丁目2-14	3階以上	○	○

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
113	新城	青森西高等学校	新城平岡266-20	○	○	-
114		石江西公園	石江五丁目10	○	○	○
115		石江東公園	石江一丁目7	○	○	○
116		石江南公園	石江三丁目11	○	○	○
117		国立療養所松丘保養園	石江平山19	○	○	-
118		新青森駅前公園	石江二丁目10	○	○	○
119		新城小学校	新城平岡266-14	○	○	○
120		中央市民センター石江分館	石江江渡25-1	○	○	○
121		マルハン三好店	三好二丁目2-4外	○	○	○
122		みよし西公園	三好一丁目14	○	○	○
123		みよし東公園	三好一丁目4	○	○	○
124	新城中央	あいす	新城平岡102	○	○	-
125		青森市文化財資料等収蔵庫（旧戸門小学校）	戸門山部99-1	○	○	-
126		くりいむ	新城平岡102-2	○	○	-
127		新城中央小学校	新城平岡141-1	○	○	-
128		新城中学校	新城平岡160	○	○	-
129		西部市民センター	新城平岡163-22	○	○	-
130		中央市民センター白旗野分館	新城山田270-1	×	×	-
131		中央市民センター鶴ヶ坂分館	鶴ヶ坂田川148-2	○	○	-
132		中央市民センター戸門分館	戸門山部106-3	○	○	-
133		特別養護老人ホーム鶴ヶ丘苑	新城平岡746	○	○	-
134		特別養護老人ホームつるがさか	鶴ヶ坂田川187-94	○	○	-
135		東希望公園	新城山田339-74	○	○	-
136		孫内農村センター	孫内北原140-1	○	○	-
137		緑ヶ丘東公園	新城平岡109-421外	○	○	-
138		山田児童遊園	新城山田665-84	○	○	-
139		久須志福祉館	久須志二丁目9-5	○	○	○
140	千刈	千刈小学校	千刈一丁目10-20	2階以上	○	○
141		古川中学校	久須志二丁目9-1	1階以上	○	○
142		介護老人保健施設カトレア	高田川瀬110-1	○	○	-
143	高田	太陽台市民館	高田朝日山809-334	○	○	-
144		高田教育福祉センター	高田日野229-1	○	○	-
145		高田小学校	高田川瀬200-5	○	○	-
146		特別養護老人ホーム寿幸園	高田川瀬186	○	○	-
147	葭町	ジャムフレンドクラブ青森	港町二丁目10-23	×	×	-
148		葭町小学校	青柳二丁目7-25	3階以上	1階以上	○
149	佃	中央市民センター松森分館	松森三丁目20-14	×	×	-
150		つくだウェザーパーク	佃二丁目155-16	×	○	○
151		佃小学校	佃二丁目6-1	2階以上	○	○
152		佃中学校	中佃二丁目7-1	○	○	○
153	造道	2号遊歩道緑地	造道三丁目～泉野野脇地内	×	○	○
154		国家公務員合同宿舎磯野住宅	はまなす一丁目2-1外	3階以上	○	○
155		国家公務員合同宿舎造道住宅	東造道一丁目5-1	2階以上	○	○
156		造道小学校	造道三丁目4-16	3階以上	○	○
157		造道中学校	岡造道二丁目14-1	2階以上	○	○
158		造道福祉館	造道三丁目12-3	×	×	-
159	筒井	青森高等学校	桜川八丁目1-2	○	○	○
160		桜川中央公園	桜川四丁目1296	○	○	○
161		桜川福祉館	桜川五丁目19-3	×	×	-
162		中央市民センター筒井分館	桜川八丁目1-3	×	×	-
163		筒井小学校	筒井一丁目1-1	○	○	○
164		筒井中学校	桜川八丁目15-1	○	○	○
165	筒井南	京王台公園	筒井ハツ橋973外	○	○	○
166		中央市民センター中筒井分館	筒井桜川87-4	○	○	○
167		筒井南小学校	筒井ハツ橋46-1	○	○	○
168		ハツ橋ニュータウン中央公園	筒井ハツ橋53-4外	○	○	○

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
169	堤	青森藤こども園	奥野三丁目7-2	2階以上	○	○
170		浦町中学校	勝田二丁目25-12	2階以上	○	○
171		勝田公園	勝田二丁目10	×	○	○
172		勤労青少年ホーム	松原一丁目6-3	×	×	-
173		桜川八甲緑地	桜川一丁目1	×	○	○
174		児童養護施設藤聖母園	奥野三丁目7-1	1階以上	○	○
175		地域密着型特別養護老人ホーム 勝田三思園	勝田二丁目20-12	2階以上	○	○
176		中央市民センター	松原一丁目6-15	2階以上	○	○
177		堤小学校	松原二丁目4-4	2階以上	○	○
178		藤聖母園デイサービスセンター	奥野三丁目7-1	1階以上	○	○
179		平和公園	勝田二丁目369-1外	×	○	○
180		北斗高等学校	松原二丁目1-24	2階以上	○	○
181		松原公園	松原三丁目151-15	×	○	○
182	東陽（北）	浅虫緑地	浅虫山下368-2外	×	×	-
183		旧浅虫小学校（グラウンド）	浅虫山下132	○	○	○
184		南部屋・海扇閣	浅虫蛸谷31	2階以上	2階以上	○
185		ホテル秋田屋	浅虫蛸谷293-12	2階以上	○	○
186		ユース浅虫	浅虫蛸谷341-19	2階以上	2階以上	○
187	東陽（南）	青森工業高等学校	馬屋尻清水流204-1	○	○	○
188		軽費老人ホーム和幸園	浅虫内野48-1	×	○	○
189		新青森県総合運動公園	宮田高瀬地内	○	○	-
190		東陽小学校	宮田玉水181-1	○	○	○
191		特別養護老人ホーム和幸園	矢田下野尻48-3	○	○	○
192		マエダアリーナ（新青森県総合運動公園総合体育館）	宮田高瀬22-2	○	○	-
193	戸山西	青森月見寮	駒込月見野918-3	○	○	-
194		特別養護老人ホーム藤の園	駒込蛸沢387-1	○	○	-
195		戸山北公園	赤坂二丁目78-263	○	○	-
196		戸山市民センター	蛸沢四丁目1-4	○	○	-
197		戸山中央公園	蛸沢四丁目48-188	○	○	-
198		戸山中央緑地	赤坂一丁目268-180外	○	○	-
199		戸山中学校	赤坂一丁目1-1	○	○	-
200		戸山西公園	蛸沢三丁目17-18	○	○	-
201		戸山西小学校	蛸沢三丁目1-1	○	○	-
202		戸山東公園	赤坂一丁目59-65	○	○	-
203		戸山南公園	蛸沢四丁目48-26外	○	○	-
204		養護老人ホーム藤ホーム	駒込蛸沢387-3	○	○	-
205	長島	アートホテル青森	本町二丁目1-26	3階以上	○	○
206		青い森公園	長島一丁目2	×	○	○
207		協同組合タッケン美術展示館（市民美術展示館）	新町二丁目7-1	2階以上	○	○
208		長島小学校	長島三丁目8-1	2階以上	○	○
209		中新町まちなか乳児室	新町二丁目6-13	×	○	○
210		和幸保育園	長島二丁目1-12	2階以上	○	○
211	浪打	青森明の星短期大学	浪打二丁目6-32	2階以上	○	○
212		カクヒログループスタジアム（青森市民体育館）	合浦二丁目9-1	3階以上	○	○
213		合浦公園	合浦二丁目86外	×	×	-
214		佃福祉館	佃一丁目3-21	×	×	-
215		浪打小学校	浪打一丁目4-1	2階以上	○	○
216		浪打中学校	合浦一丁目11-10	3階以上	○	○
217		花園町公園	花園二丁目12	×	○	○
218		みちぎんドリームスタジアム（青森市スポーツ会館）	合浦一丁目13-1	3階以上	○	○
219		みちのく銀行研修会館	合浦二丁目5-5	3階以上	2階以上	○
220	浪館	中央市民センター浪館分館	浪館平岡66-1	○	○	-
221		浪館小学校	浪館前田三丁目23-1	○	○	○
222		老人保健施設すずかけの里	里見二丁目13-1	○	○	○
223	野内	野内小学校	野内菊川155	2階以上	○	○

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
224	橋本	青森グリーンパークホテル・アネックス	本町二丁目5-18	2階以上	○	○
225		アップルパレス青森	本町五丁目1-5	3階以上	1階以上	○
226		橋本小学校	橋本一丁目9-17	3階以上	○	○
227		福祉増進センター	本町四丁目1-3	3階以上	2階以上	○
228		ホテル青森	堤町一丁目1-23	3階以上	○	○
229		本町公園	本町一丁目1-18外	×	○	○
230		リンクステーションホール青森（青森市文化会館）	堤町一丁目4-1	3階以上	○	○
231	浜田	青森中央高等学校	東大野一丁目22-1	○	○	○
232		奥野中央公園	緑二丁目17-1	○	○	○
233		浜田小学校	浜田豊田36-2	○	○	○
234		浜田中央公園	浜田三丁目2-1	○	○	○
235		浜田ニュータウン西公園	浜田一丁目11	○	○	○
236		浜田ニュータウン東公園	浜田二丁目22-1	○	○	○
237		浜田福祉館	青葉三丁目8-1	○	○	○
238		東大野公園	東大野一丁目14	○	○	○
239		マルハン浜田店	浜田玉川223-1外	○	○	○
240		盛運輸アリーナ（青森県営スケート場）	浜田豊田地内	○	○	○
241		ハツ役北公園	第二問屋町三丁目1-44外	○	○	○
242		青森商業高等学校	戸山安原7-1	○	○	○
243	浜館	えのき公園	浜館四丁目4	○	○	○
244		桐ノ沢公園	駒込桐ノ沢3-1	○	○	○
245		県立保健大学	浜館間瀬58-1	○	○	○
246		中央市民センター駒込分館	駒込見吉159-1	○	○	-
247		中央市民センター戸山分館	戸山赤坂15-5	×	×	-
248		虹ヶ丘公園	虹ヶ丘一丁目9	○	○	○
249		はまだて公園	浜館二丁目9-1外	○	○	○
250		浜館小学校	田屋敷下り松17	○	○	-
251		養護老人ホーム安生園	浜館間瀬85-1	○	○	○
252		旧浅虫中学校	久栗坂浜田129-5	○	○	○
253	原別（北）	特別養護老人ホームかいふう	久栗坂山辺89-10	○	○	○
254	原別（南）	青森東高等学校	原別三丁目1-1	2階以上	○	○
255		介護老人保健施設青森ナーシングライフ	矢田前弥生田47-2	○	○	○
256		障害者支援施設 幸養苑	泉野野脇46-61	○	○	○
257		東部市民センター	原別三丁目8-1	2階以上	○	○
258		原別小学校	原別袖崎8	○	○	○
259		東中学校	八幡林熊谷28	○	○	○
260	古川	駅前公園	新町一丁目2-42外	×	○	○
261		北金沢公園	北金沢二丁目157-5外	×	○	○
262		古川市民センター	古川三丁目7-14	2階以上	○	○
263		古川小学校	古川三丁目7-14	2階以上	○	○
264		ホテルサンルート青森 東館	新町一丁目9-8	3階以上	1階以上	○
265	横内	青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	野尻今田52-4	○	○	-
266		青森県総合学校教育センター	大矢沢野田80-2	○	○	○
267		青森高等技術専門校	野尻今田43-1	○	○	-
268		青森公立大学	合子沢山崎153-4	○	○	-
269		青森中央学院大学	横内神田12-1	○	○	-
270		青森中央学院大学（総合グラウンド・サブグラウンド）	横内神田12-1	○	○	-
271		幸畑西公園	幸畑一丁目907-1外	○	○	-
272		障害児入所施設八甲学園	横内桜峰63-1	○	○	-
273		中央市民センター大矢沢分館	大矢沢里見35-2	○	○	-
274		中央市民センター合子沢分館	合子沢松森93	×	×	-
275		特別養護老人ホーム三思園	横内若草1-1	○	○	-
276		特別養護老人ホーム朝光苑	横内亀井245-1	○	○	-
277		特別養護老人ホーム雲谷ホーム	雲谷山吹92-170	○	○	-
278		はまなす会館	問屋町一丁目10-10	○	○	○
279		横内市民センター	横内亀井28-2	○	○	-
280		横内小学校	野尻野田60	○	○	-
281		横内中学校	四ツ石里見64-6	○	○	-

番号	小学校区	施設名	住所	使用可否		ハザードマップ への掲載
				日本海溝	入内断層	
282	大栄	大栄小学校	浪岡大釈迦前田5-2	○	○	-
283		大釈迦駅前会館	浪岡大釈迦前田78-8	×	×	-
284		大釈迦駅前広場	浪岡大釈迦前田55-20、21	○	○	-
285		徳長農村センター	浪岡徳才子福田4-1	○	○	-
286	浪岡北	大杉公園	浪岡高屋敷安田35-1	○	○	-
287		五本松農村センター	浪岡五本松羽黒平40-1	○	○	-
288		杉沢農村公園	浪岡高屋敷後田32-1	○	○	-
289		杉高児童館	浪岡高屋敷後田32-1	○	○	-
290		なごやかプラザ福田	浪岡福田二丁目4-3	○	○	-
291		浪岡大杉公民館	浪岡高屋敷安田29-2	×	×	-
292		浪岡北小学校	浪岡浪岡淋城29	○	○	-
293		浪岡茶屋町会館	浪岡浪岡林本79-2	○	○	-
294		浪岡中世の館	浪岡浪岡岡田43	○	○	-
295		美人川公園	浪岡五本松羽黒平9-2	○	○	-
296		平川児童館	浪岡浪岡平野174-3	×	×	-
297		平川児童公園	浪岡浪岡平野202-2	○	○	-
298	浪岡野沢	郷山前農村公園	浪岡郷山前上野30-1	○	○	-
299		郷山前農村センター	浪岡郷山前上野62-5	○	○	-
300		下石川ふれあいセンター	浪岡下石川岡田143-1	○	○	-
301		障害者支援施設りんどう苑	浪岡樽沢上野74-1	○	○	-
302		特別養護老人ホームゆうゆう荘	浪岡樽沢村元330-7	○	○	-
303		浪岡野沢公民館	浪岡樽沢村元313-4	×	×	-
304		浪岡野沢小学校	浪岡吉野田平野51-2	○	○	-
305		野沢公園	浪岡樽沢村元382-11	○	○	-
306		吉野田児童館	浪岡吉野田木戸口10-1	×	×	-
307		吉野田農村センター	浪岡吉野田木戸口10-1	○	○	-
308	浪岡南	王余魚沢児童館	浪岡王余魚沢北村元29	×	×	-
309		王余魚沢小学校跡地	浪岡王余魚沢王余魚沢1	○	○	-
310		北中野農村公園	浪岡北中野北畠195	○	○	-
311		浪岡北中野公民館	浪岡北中野天王27-7	×	×	-
312		浪岡高等学校	浪岡浪岡稲村101-2	○	○	-
313		浪岡総合公園	浪岡浪岡稲盛6	○	○	-
314		浪岡体育館	浪岡浪岡稲盛93	○	○	-
315		浪岡中央公民館	浪岡浪岡稲村101-1	○	○	-
316		浪岡中学校	浪岡浪岡稲盛1	○	○	-
317		浪岡細野山の家	浪岡細野沢井37-3	○	○	-
318		浪岡南小学校	浪岡北中野北畠3	○	○	-
319		緑道公園	浪岡浪岡細田131-4外	○	○	-
320	本郷	浪岡本郷公民館	浪岡本郷岸田21-5	×	×	-
321		本郷小学校	浪岡本郷一本柳4	○	○	-
322		本郷農村公園	浪岡本郷岸田17	○	○	-
323	女鹿沢	健康の森花岡プラザ	浪岡女鹿沢野尻14-1	○	○	-
324		銀農村センター	浪岡銀杉田151	○	○	-
325		浪岡女鹿沢公民館	浪岡下十川宮本36-1	○	○	-
326		西山公園	浪岡女鹿沢野尻14-142	○	○	-
327		花岡公園	浪岡女鹿沢野尻28-3	○	○	-
328		花岡集会所	浪岡女鹿沢野尻14-1	×	×	-
329		花岡農村環境改善センター	浪岡女鹿沢野尻14-1	○	○	-
330		増館農村センター	浪岡増館富岡140-2	○	○	-
331		女鹿沢児童館	浪岡女鹿沢東富田57-2	×	×	-
332		女鹿沢児童公園	浪岡女鹿沢東富田57-3	○	○	-
333		女鹿沢小学校	浪岡下十川扇田19-2	○	○	-
334		女鹿沢農村センター	浪岡女鹿沢西花岡35	×	×	-

避難対象地域（日本海溝モデル）

町名	住所	町名	住所
あ	青柳 一丁目、二丁目	な	長島 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
	旭町 一丁目、二丁目		中佃 一丁目、二丁目、三丁目
	浅虫 内野、坂本、蛭谷、山下		浪打 一丁目、二丁目
	飛鳥 岸田、塩越、福浦		西滝 一丁目、二丁目、三丁目、切島、
	油川 大浜、岡田、実法、千刈、中道、浪返、浪岸、船岡、柳川		西田沢 沖津、浜田
	石江 三好		新田 一丁目、二丁目、三丁目、扇田、忍
	泉野 内野、野脇		野内 浦島、菊川、鈴森
	後潟 大原、平野	は	橋本 一丁目、二丁目、三丁目
	内真部 岸田、平岡		羽白 池上、沢田、富田、野木和
	浦町 橋本		花園 一丁目、二丁目
	大野 北片岡		はまなす 一丁目、二丁目
	岡造道 一丁目、二丁目、三丁目		原別 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、下海原、袖崎、遠山
	沖館 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目		東造道 一丁目、二丁目、三丁目
	奥内 川合、平塚、宮田		左堰 大科、野田
	奥野 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目		古川 一丁目、二丁目、三丁目
か	勝田 一丁目、二丁目	ま	本町 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
	合浦 一丁目、二丁目		前田 中野、湯の沢
	金沢 一丁目、二丁目		松原 一丁目、二丁目、三丁目
	北金沢 一丁目、二丁目		松森 一丁目、二丁目、三丁目
	久栗坂 浜田、山辺		馬屋尻 清水流
	久須志 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目		港町 一丁目、二丁目、三丁目
	けやき 二丁目		宮田 玉水
	小橋 伊沢、田川、千鳥、福田		三好 一丁目
	小柳 一丁目、二丁目、三丁目		本泉 一丁目、二丁目
さ	栄町 一丁目、二丁目	や	八重田 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目
	桜川 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目		矢作 一丁目、二丁目、三丁目
	里見 一丁目		安方 一丁目、二丁目
	三内 稲元、玉作		矢田前 浅井、本泉
	四戸橋 磯部		柳川 一丁目、二丁目
	篠田 一丁目、二丁目、三丁目		八幡林 品川
	清水 川瀬、浜元	ら	六枚橋 磯打、不浪知
	新城 福田		
	新町 一丁目、二丁目		
	瀬戸子 磯田、神田		
	千刈 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目		
	千富町 一丁目		
た	茶屋町 全域		
	中央 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目		
	佃 一丁目、二丁目、三丁目		
	造道 一丁目、二丁目、三丁目		
	筒井 一丁目		
	堤町 一丁目、二丁目		
	富田 一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目		
	戸山 安原		

※上記区域は、バッファ一帯も考慮し、浸水想定区域外の区域も含んで指定している。

※日本海溝モデルについては、第一波到達時間が全ての地区について概ね100分以上あり、浸水想定区域外までの避難が可能であることから避難困難地域を指定しない。

避難対象地域及び避難困難地域（入内断層モデル）

町名	住所	うち避難困難地域
あ	青柳	一丁目、二丁目
	浅虫	山下（線路より海側）、蜷谷（線路より海側）、坂本（線路より海側）
	飛鳥	塩越（線路より海側）、岸田（線路より海側）、福浦（線路より海側）
	油川	大浜、浪岸、船岡（線路より海側）、
		中道（線路より海側）、柳川、岡田、浪返、千刈、実法（線路より海側）
	後潟	大原（線路より海側）、平野（線路より海側）
	内真部	平岡（線路より海側）、岸田（線路より海側）
	沖館	一丁目、二丁目
か	奥内	宮田（線路より海側）、川合（線路より海側）、平塚（線路より海側）
	合浦	一丁目、二丁目
	久栗坂	浜田（線路より海側）、山辺（線路より海側）
	小橋	福田（線路より海側）、千鳥（線路より海側）、伊沢（線路より海側）、田川（線路より海側）
さ	栄町	一丁目(国道4号線より海側)、二丁目(国道4号線より海側)
	四戸橋	磯部（線路より海側）
	篠田	一丁目、二丁目（国道280号線より山側の一部）、三丁目
	清水	浜元（線路より海側）
	新町	一丁目、二丁目
	瀬戸子	磯田（線路より海側）、神田（線路より海側）
た	茶屋町	全域
	造道	一丁目、二丁目、三丁目（2号遊歩道緑地より海側）
	堤町	一丁目
な	長島	一丁目
	西田沢	浜田（線路より海側）、沖津（線路より海側）
	新田	一丁目、二丁目、三丁目
	野内	菊川（線路より海側）、鈴森（線路より海側）、浦島（線路より海側）
は	橋本	一丁目
	羽白	沢田（線路より海側）
	原別	一丁目、二丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目
	東造道	一丁目
	左堰	大科（線路より海側）、野田（線路より海側）
	古川	一丁目
	本町	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目
	前田	中野（線路より海側）、湯の沢（線路より海側）
ま	港町	一丁目、二丁目、三丁目
	八重田	一丁目、二丁目
	矢作	一丁目、二丁目
	安方	一丁目、二丁目
や	柳川	一丁目(国道7号線より海側)、二丁目
	六枚橋	不浪知（線路より海側）、磯打（線路より海側）
ら	六枚橋	不浪知（線路より海側）、磯打（線路より海側）

※上記区域は、バッファー分も考慮し、浸水想定区域外の区域も含んで指定している。

津波避難ビル指定施設一覧

令和7年4月1日現在

建物の名称	建物所在地	建物の構造			収容人数	特記事項
		RC・SRCの別	受入場所	使用可能面積		
アートホテル青森	青森市本町2丁目1-26	SRC	2階飲食店舗 および3階宴会場	571㎡	571人	
青森グリーンパークホテル・ アネックス	青森市本町2丁目5-18	RC	3階から11階 の一部	82㎡	82人	
アップルパレス青森	青森市本町5丁目1-5	SRC	2階から3階の 一部	631㎡	631人	
南部屋・海扇閣	青森市大字浅虫字蛸谷31	SRC	2階の一部	349㎡	349人	
ホテル青森	青森市堤町1丁目1-23	SRC	3階から4階の 一部	2,433㎡	2,433人	
ホテル秋田屋	青森市大字浅虫字蛸谷293-12	SRC	2階から3階の 一部	300㎡	300人	
ホテルサンルート青森(東 館)	青森市新町1丁目9-8	SRC	2階から7階の 一部	88㎡	88人	

※1 建物名称の50音順としています。

※2 収容人数は、1㎡／人を目安としています。

青森市津波避難計画

編集・発行	総務部危機管理課
住 所	〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号
電話番号	017(734)5059
FAX番号	017(734)5061
HPアドレス	http://www.city.aomori.aomori.jp